岩国市告示第68号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)別表の第1号に掲げる区域として、次のとおり指定したので告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定に関する告示(平成23年岩国市告示第66号)により指定した地域の うち、次に掲げる区域
 - (1) 時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 67号。以下「告示」という。)により定めた第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 告示により定めた第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

岩国市告示第 91 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第68号)の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 20 日

岩国市長 福 田 良 彦

第1項第2号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。